

平成19年3月7日

第12回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. ジクロトホス

(1) 用途

殺虫剤（日本国内での農薬登録なし）

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成18年12月18日に厚生労働省より意見聴取をされ、第2回確認評価第三部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

有機リン系殺虫剤であり、主にアセチルコリンエステラーゼ（AChE）活性の阻害が認められた。遺伝毒性が疑われたが、生体内で問題となるようなものではないと考えられた。

2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）を基にADIを算出したが、無毒性量が算出されなかったため、最小毒性量に安全係数として300分の1を乗じてADI（0.000066 mg/kg 体重/日）を決定した。

2. シニドンエチル

(1) 用途

除草剤（日本国内での農薬登録なし）

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。平成18年12月18日に厚生労働省より意見聴取をされ、第3回確認評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

ラットで肝臓及び副甲状腺腫瘍の発生が認められたが、非遺伝毒性メカニズムであり、ADIの設定は可能とされた。

1年間慢性毒性試験（イヌ）における無毒性量である1 mg/kg 体重/日に、安全係数として100分の1を乗じてADI（0.01 mg/kg 体重/日）を決定した。

3. ビフェントリン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（レモン、日本なし等）がされており、平成17年7月25日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定され、平成18年12月18日に厚生労働省より追加で意見聴取をされた。

平成17年9月21日の農薬専門調査会第36回会合及び本年2月7日の第8回総合評価第一部会の審議を踏まえADIが決定した。

(3) 評価の概要

合成ピレスロイド系殺虫剤であり、ナトリウムチャンネルへの影響が評価の論点となった。多くの試験において振戦が認められたが、全試験において神経毒性に係る無毒性量が設定された。

発生毒性試験（ラット）における無毒性量である1 mg/kg 体重/日に、安全係数として100分の1を乗じてADI（0.01 mg/kg 体重/日）を決定した。